

沼津市立看護専門学校条例の一部改正について

沼津市立看護専門学校条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月9日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市立看護専門学校条例の一部を改正する条例

沼津市立看護専門学校条例（平成17年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「102,000円」を「144,000円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の沼津市立看護専門学校条例第3条第1号の規定は、令和7年4月1日以後に入学した者に適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

「提案理由」

学生の受益と負担の適正化を図るため、授業料の額を改定するものである。